

役員等変更届出について

1. 概要

役員等（理事長・理事・監事・評議員）に変更があった場合は、役員等の就任状況を把握するため、速やかに社会福祉法人の役員等変更届（別紙1）を所轄庁（加賀市）へ提出してください。

※参考：「役員の資格等」について

【理事の資格要件】

次の要件を満たす者が少なくとも1名ずつ含まれる必要がある。（社会福祉法第44条4項）

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合は、当該施設の管理者

【監事の資格要件】

次の要件を満たす者が少なくとも1名ずつ含まれる必要がある。（社会福祉法第44条5項）

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

2. 提出書類一覧

- (1) 役員等変更届（別紙1）
- (2) 新任役員等の履歴書
- (3) 役員就任承諾書
- (4) ①役員変更の場合 理事会及び評議員会の議事録（写）
②評議員変更の場合 理事会及び評議員選任・解任委員会の議事録（写）
- (5) 登記簿謄本（理事長の変更時のみ）
- (6) 役員名簿（新旧双方）（役員等が複数人変更した場合）